

別記 評価項目

評価項目	審査基準	主な関係書類	配点	基本点数	評価係数
			①×②	①	②
1 過去に受託した同種業務の実績【5点】	・国または地方公共団体（都道府県、指定都市、中核市、市町村）と契約した実績を十分に有しているか 〈評価基準〉 設計金額(7,799千円)以上の業務の受注実績が2件以上ある。・・・5点 設計金額(7,799千円)以上の業務の受注実績が1件ある。又は、設計金額(7,799千円)未満の業務の受注実績が2件以上ある。・・・4点 設計金額(7,799千円)未満の業務の受注実績が1件ある。・・・3点	様式3	5点	5点	1.0
2 業務従事者の取得資格、経歴等、実施体制の妥当性【15点】	①実施体制 ・必要な知識・実績を有する者が本業務に充てられているか（配置人員の経歴）。 ・本業務に適したチーム編成・人員配置がなされているか。	様式5	10点	5点	2.0
	②情報管理体制（個人情報保護） ・情報管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール作り）の明記があるか。 ・情報管理に関する従業者への効果的な研修対策（計画）の明記があるか。	様式6	5点	5点	1.0
3 業務内容の理解【10点】	・事業の目的や業務内容について十分に理解しているか ・提案内容は事業目的に沿ったものであるか	企画提案書等	10点	5点	2.0
4 企画提案の内容【60点】	①事業全体のスケジュール ・期限までの段階的な成果の共有や最終的な成果物提出に向けての工程を想定・構築できているか。		5点	5点	1.0
	②地域・職域の健診データ分析 ※過去に受託した業務の実績より、成果物のイメージも加え、提案すること。 ア) 地域別の生活習慣及び有所見等の状況 ・健診受診率や有所見者、質問票等に関する集計・分析項目や分析手法を、具体的に示しているか。 ・市町村国保加入者と協会けんぽ加入者（在勤地）、被扶養者（住所地）を合わせた集計・分析の内容になっているか。 ・地域別（県、市町村別、保健所）の分析、グラフ、県内市町村別着色マップ等の図表の作成方法を、具体的に示しているか。 ・集計・分析から地域別の課題の明確化までの具体的な思考プロセスや手法が提示されているか。		10点	5点	2.0
	イ) 業種別の生活習慣及び有所見等の状況 ・健診受診状況や健診質問票等に関する集計・分析項目や分析手法を、具体的に示しているか。 ・業種別に特性が分かる図表の作成方法を具体的に示しているか。 ・集計・分析から業種別の優先すべき課題の明確化までの具体的な思考プロセスや手法が提示されているか。		10点	5点	2.0
	③個別事業者を対象としたヘルスケアサポート支援 ※過去に受託した業務の実績より、中小企業（従業員50人以上）1事業所を仮定し、提案すること ア) 健康課題の分析・抽出 ・課題把握のための事業者へのヒアリングの内容及び手法、情報整理、課題の抽出方法を具体的に例示できているか。 イ) 従業員対象の健康セミナーの開催 ・セミナーのテーマ設定及び内容は、事業者（従業員）が健康づくりに取り組みやすい内容及び手法を想定できているか。 ウ) 健康づくりの取組の提案及び取組の実行支援 ・明らかになった課題を解決するための取組の提案について、ナッジ理論を活用する等、従業員の行動変容が期待できる手法を想定できているか。 ・事業者の個別性を踏まえた取組の提案や実施方法や次年度以降、事業者が自立的に活動を継続するための基盤整備等等、健康経営取得に向けた広い視野で最適な課題解決手法を検討できているか。 ・課題把握のための現状分析から、情報の整理、課題、取組提案、実行に至るまでの支援プロセスについて、事業者と密に連携し主体性を引き出しながら支援することを想定できているか。		25点	5点	5.0
④その他の提案 ・自社の強みを生かした、本委託業務の目的達成のための効果的な事業実施に係る独自の提案がされているか	10点	5点	2.0		
5 経費の妥当性【10点】	・評価点数は次の式により求める。 ・評価点数=10点×（最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額） （小数点以下切り捨て）	見積書	10点		
合 計			100点		

①採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。

②採点は5点満点とし、提案内容の評価結果により、次の5段階で行う。

なお、評価は絶対評価とする。

評価	配点
優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣る	2点
劣る	1点

③提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ審査委員会の合議により認められたものを、最優秀提案者として選定する。なお、同点の場合は金額の低い方とする。

④提案者が1者の場合、評価基準による得点が満点の6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。

⑤上記③④において、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。